

株式・不動産などの投資事業化と節税対策の「法人化」を提唱



新妻公認会計士事務所

〒104-0061
 東京都中央区銀座 6-13-8
 第二共同銀座ビル 3F
 TEL 03-6264-0492
 URL <http://www.niizuma-cpaoffice.jp>
 MAIL info.ginza@niizuma-cpaoffice.jp

Company data

公認会計士 / 税理士 / 行政書士 **新妻 正幸**

神奈川県出身。1994年に公認会計士試験に合格後、監査法人に勤務し上場企業の会計監査および株式上場指導に6年にわたって携わる。その後、一般事業会社に財務責任者として入社し、10年以上にわたり事業会社の取締役を務める。かねてから独立志向があったため、2008年に個人事務所を開業し、税理士登録。2013年、事務所を銀座へと移転した。

Personal data



川崎 以前は会計監査に携わられていたと伺っています。

新妻 はい。しかし、企業の外側から見た帳簿の数字では企業の本質を掴むことはできないと考え、より深く企業を理解するために事業会社に勤めました。以来、経営の現場での経験も長いため、ご相談頂いた経営者様の目線になることができていると思います。現在は、金融に関するこれまでの知識や経験を活かして独自のサービスを展開しています。

川崎 そのサービスの内容とは？

新妻 上場株式等の売買益や配当金に現在適用されている10%の軽減税率が2013年12月末を以て廃止、2014年からは税率が20%に引き上げられます。「少額投資非課税制度（NISA）」も始まりますが、年間100万円という枠ですから、株式取引の売買益や配当金が多い投資家の方々にとっては税金が2倍になってしまいます。そこで当所では、法人化による節税対策を推奨しているんです。

川崎 法人を設立するとは斬新ですね！

新妻 法人化することで、法人にしか適用されない制度が活用できるという利点があります。そして、株式投資や不動産投資などを事業化して資産の運用・活用を行うことが、節税対策に繋がってくるのです。その上、回避できた税金は次の

投資資金に回すことができます。投資元本が毎年増加することに加えて継続的に複利で運用されていく訳ですから、法人化するのとしなないとでは、10年後20年後の運用成果にもものすごく大きな差が生まれる可能性があるのです。

川崎 長期間にわたることで、差が歴然としてきますね。

新妻 例えば、個人の持っている年間の株式売買利益と配当金の合計が500万円の場合。2013年までであれば、税率10%のため税金は50万円です。これが2014年からは、単純計算で100万円という額になります。法人化した場合、必要経費の幅が非常に広がりますから、借上げ家賃や持家・自動車の減価償却費、固定資産税などを会社の経費になるよう枠組みを変えることができるうえ、生命

保険も法人で加入すれば経費になる。法人での経費計上が大きくなった分、課税所得は圧縮されますから、投資で稼いだ利益が実質的に無税になっていきます。

川崎 法人化の利点は分かりましたが、非常に専門性が高い分野だけに多くの方は不安や疑問を抱きますよね。

新妻 そんな時は、ぜひ証券投資に詳しい当所にご相談ください。当所では、投資取引の会計・税務処理、管理・運営、確定申告までを一貫してサポートさせて頂いています。私は、不安定な経済と社会保障の下で日本の国民皆が投資と向き合わなければならない時代が来たと思っています。貯蓄から投資へという大転換期において、1人でも多くの方々の将来的な資産形成に貢献できるサービスを今後も提供していきたいと思っています。

Guest Comment

川崎 麻世（俳優）

「時間をかけて資産を少しずつ増やしていくのが、投資のあるべき姿。長い期間にわたって、お客様と付き合っていきたい」と話してくれた新妻所長。金融業界で長年培ってきた高度な知識に加え、快活な人柄が魅力的だと感じました。気軽に相談できそうな雰囲気です。

